

災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の概要

【根拠法】

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）

- ・災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金
- ・災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金
- ・災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について規定する。

I 災害弔慰金・災害障害見舞金の概要

	災害弔慰金	災害障害見舞金
実施主体	市町村（特別区を含む。）	
対象災害	自然災害	
	① 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ② 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ③ 都道府県内において災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ④ 災害救助法2条1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	
受給遺族	死亡した者の死亡当時における ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. 兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）	
受給者		自然災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
支給額	ア. 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ. その他の者が死亡した場合 250万円	ア. 生計維持者 250万円 イ. その他の者 125万円
費用負担	国 1 / 2 都道府県 1 / 4	市町村 1 / 4

Ⅱ 災害援護資金の概要①

1. 実施主体

※赤字は、東日本大震災に係る特例（特例に係る貸付けは、令和7年3月31日まで）

- 市町村
- 東日本大震災で災害救助法の適用があった都県内の市町村
（令和4年度以降の新規貸付けは、岩手県、宮城県、福島県、仙台市）

2. 対象災害

- 都道府県内で災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある自然災害
- 東日本大震災（平成23年3月11日発生）※長野県北部で発生した地震（平成23年3月12日発生）を含む

3. 受給者

- 対象災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者

4. 貸付限度額

- 350万円
- | | | | | | |
|-----------------|------------|--|--|----------------|--|
| ①世帯主の1か月以上の負傷 | 150万円 | | | | |
| ②家財の1/3以上の損害 | 150万円 | | | 250万円 | |
| ③住居の半壊 | 170万円(250) | | | 270万円
(350) | |
| ④住居の全壊 | 250万円(350) | | | 350万円 | |
| ⑤住居の全体が滅失若しくは流失 | 350万円 | | | | |

(注)被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額
(注)家財には、自動車も含む

11

5. 所得制限

世帯人員当たりの市町村民税における前年(※)の総所得金額

※平成21年の所得(平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合にあっては平成23年の所得)

- 1人(220万円) 2人(430万円) 3人(620万円) 4人(730万円)
 - 5人以上(1人増すごとに730万円に30万円を加えた金額)
- ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 270万円とする。

6. 利率

- 年3%以内で条例で定める率
(据置期間中は無利子)
- 年0%(保証人を立てる場合)
- 年1.5%(保証人を立てない場合)
(据置期間中は無利子)

7. 据置期間

- 3年(特別の場合5年)
- 6年(特別の場合8年)

8. 償還期間

- 10年(据置期間を含む)
- 13年(据置期間を含む)

9. 償還方法

- 年賦、半年賦又は月賦

10. 貸付原資負担

- 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3

12